

【別紙2-1】評価・採点基準表

『+』マークは記載の要件を満たしている場合、加点対象とする。

No.	評価項目		評価の着眼点	考え方
1	基本事項	(1)	基本事項	仕様書の内容を踏まえたうえで、当市が定める業務目的を理解し、本業務の遂行に当たっての考え方、方針、提案等の概要が明確に示されているか。
2	業務実績 【事務局審査】	(1)	業務実績	現在、地方自治体の下水道事業に対して、2026年1月5日(月)時点で企業会計システムを導入中であること。 ※20件以上の導入実績は件数に関わらず、同一の評価 A 20件以上の導入実績 B 10件以上の導入実績 C 10件未満の導入実績 + 3件以上の電子決裁システム機能の運用も含めた導入実績
3	システム機能評価 【事務局審査】	(1)	機能評価	「機能要件」(別紙1-2)にて当市が要望する機能の実現性を確認する。評価方法は150点満点からの減点方式にて評価を実施する。 対応不可能又は、それに準ずる内容を記載している参加事業者は「プロポーザル実施要領 11 提案者の欠格事由(3)」に基づき非選定とする。 また、機能要件にて回答されていない項目は対応不可能と判断する。
4	職員サポート	(1)	サポート体制	下水道企業会計システムは下水道部門の全職員が日常的に操作しているため、マニュアルの整備や職員研修等、職員へのサポート体制が整っているか。 A 具体的かつ実効性のある提案がされている B 最低限提案されている C 職員へのサポート体制が整っていない
5	データ連携 【事務局審査】	(1)	連携	「連携要求一覧」(別紙1-4)に示す、「No.1 債権債務者マスター」及び「No.2 金融機関情報」のデータ連携について、下水道企業会計システムへ自動で連携できる提案がなされているか。
6	U Iと動作について	(1)	U I	利用想定課で活用できるためのU Iに関する提案がされているか。
		(1)	動作	利用想定課で活用できるような「起動時間」、「スクロール動作」、「検索から表示されるまでの時間」、「データ登録が完了するまでの時間について」に関する挙動動作が提案されているか。

No.	評価項目		評価の着眼点	考え方
7	開設準備	(1)	作業計画	構築に係る作業計画について、人員確保・育成、施設・設備の準備が、業務開始までの準備期間を効率的に活用した計画となっているか。
		(2)	下水道企業会計システムにおける インフラ体制・セキュリティ	下水道企業会計システムで使用するネットワークやネットワーク機器、データセンター等のインフラ体制や下水道企業会計システムそのもののセキュリティ対策について、万全の提案ができているか。
8	下水道企業会計 システム 運用保守体制	(1)	通常時の保守体制	通常時の保守やヘルプデスク等のサポート体制が充実しているか。
		(2)	システム障害時の対応	通信機器やシステム等の障害発生時・故障時の対応について、業務の継続又は早期復旧ができる対応方法・復旧方法になっているか。（大規模災害時等、緊急時の対応を含む）
		(3)	脆弱性への対応・ バージョンアップ	システムにセキュリティ上の脆弱性が発見された場合、機能改善のバージョンアップが提供された際の対応方法が明確になっているか。また、迅速に対応可能か。
9	その他有益な提案	(1)	その他有益な提案	仕様書で要求していることのほか、本業務委託の趣旨に照らして有益となる提案がなされているか。 【評価の観点】 <ul style="list-style-type: none">・下水道企業会計システムの運用上、住民サービス向上又は職員等の負荷軽減につながる提案があるか。・新たな価値の創出につながる提案があるか。
10	加点機能要件 【事務局審査】	(1)	加点機能要件	「加点機能要件」（別紙2－2）に示す要件の内容に応じて加点する。
11	価格 【事務局審査】	(1)	価格	最も低い金額を提案する事業者を満点とし、その金額との比率を用いて算出する。 (200点×(最低見積金額÷当該見積金額))で、小数点以下切り捨て) なお、価格は、基本合意書締結後におけるシステム構築、及び2027年（令和9年）1月1日から2031年（令和13年）12月31日までの運用保守に係る費用の合計額を評価する。